

インフラビジネスの海外展開の促進に向けた支援施策

インフラ・システムの海外輸出を目指す分野のうち、個別の商談(入札)には至っていない等、個別のプロジェクト案件形成より早い段階にあるものについて、我が国企業が強みとするインフラ関連の技術・システム等に関する研修や専門家の派遣等を実施し、我が国企業の技術的な優位性の理解の促進、親日的なネットワークの形成を図ることにより、インフラ・システム輸出を支援する。

<事業の概要>

事業の実施イメージ

招聘対象者

- ・政府関係機関のキーパーソン
- ・相手国企業インフラ購買担当者
- ・インフラ開発技術者
- ・システムオペレーター

Etc...

招聘

研修・専門家派遣の実施

- 製品の性能について
- 品質管理等の信頼性確保の取組
- 運用におけるサポート体制
- 導入に際しての作業・体制構築
- 導入後の運用・運用体制構築
- 人材育成に対する体制整備
- 相手国が導入を検討する上での懸念の払拭

Etc...

研修

専門家派遣

インフラ/システム輸出を支援

研修

- 日本政府関係者との意見交換
- 運用現場の見学と技術情報提供

専門家派遣

- 客先に対する技術アドバイス
- 広報活動

支援の対象分野

ODA対象国における インフラ分野全般

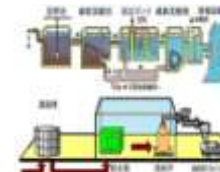
(※)対象外要件は次ページ
参照



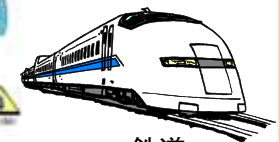
宇宙産業



送配電



水処理設備



鉄道

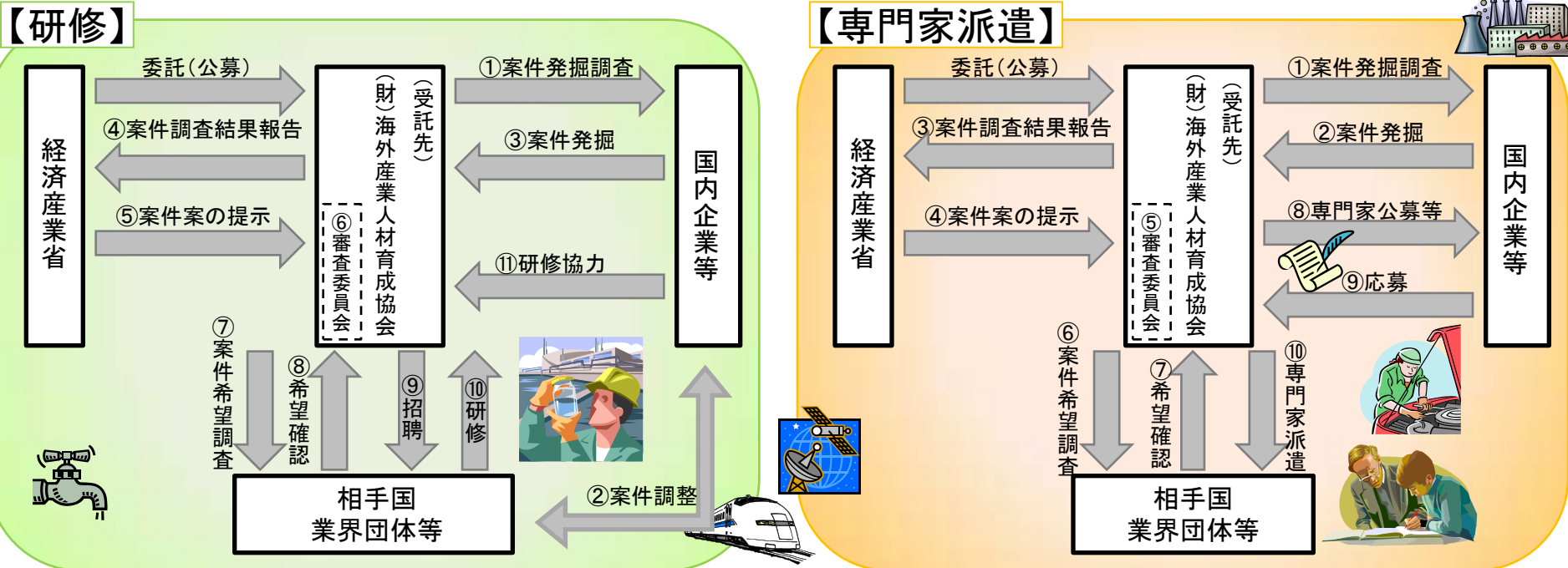
平成24年度インフラビジネス等展開支援人材育成事業の ニーズ調査の対象とならない案件

以下のいずれかに該当する案件はニーズ調査を提出することができません。

1. インフラ関連(※)プロジェクトではない案件
2. 当該プロジェクトの実施国がODA対象国ではない案件
3. 個別プロジェクトが想定されていない案件(特定のプロジェクトを獲得するための活動の一環でないもの)
4. 以下の①～③のいずれも満たさない案件
 - ①日本製品(以下5を参照)を供給する案件
 - ②オペレーション・メンテナンス(O&M)で参画する案件
 - ③投資・出資する案件
5. 日本からの輸出が期待されない案件
(本邦外で日本企業が投資した工場において製造された製品は日本製品とみなします。)
6. インフラ・システム輸出の相手先に提案者または協力企業が20%以上出資している案件
(投資・出資案件を除きます。)
7. 随意契約等により、提案企業または協力企業が契約(参画)することが確実な案件
(提案企業または協力企業が契約(参画)することが約束されている案件も含みます。)
8. 国際入札のプロセスにおいて、事前資格審査または入札のスケジュールが公表されている案件
9. 基礎調査、情報収集等の調査を行う案件
(調査に併せて技術の売り込みを行う場合も含みます。)
10. 消費財を輸出する案件
11. 協力企業がない案件
12. 特定単一企業等のみを代表する専門家派遣案件
13. 派遣される専門家が原則3名を超える案件
14. 研修については参加者が5名未満の案件

※インフラ関連とは、例えば、宇宙産業、スマートコミュニティ・スマートグリッド、鉄道、医療、石炭火力発電・石炭ガス化プラント、送変配電、原子力発電、再生可能エネルギー、情報通信、水、リサイクル、都市開発・工業団地等をいいます。

研修と専門家派遣による支援の実施プロセス



★研修についての補足

- ・「③案件発掘」で、国内企業等は、研修の具体的なカリキュラムと研修生の希望者リストを提出。
- ・「⑦案件希望調査」及び「⑧希望確認」を研修実施機関が行う際に、国内企業等は研修カリキュラムの調整を行う。
- ・「⑨招聘」の際に、研修実施機関は相手国業界団体等からの研修生の招聘状送付や査証手続きの確認等の事務を行う。
- ・「⑩研修」にあたり、研修カリキュラム、通訳、講師、宿泊施設、アテンド要員等のアレンジを行うとともに、研修生の空港送迎手配等も行う。

★専門家派遣についての補足

- ・「②案件発掘」で、国内企業等は、専門家の派遣先や業務内容などを提出。
- ・「⑥案件希望調査」及び「⑦希望確認」において、受入先の意味を確認(技術アドバイザーなどの場合。セミナー実施などの場合は不要)
- ・「⑩専門家派遣」に際しては、専門家派遣実施機関が国内企業等と相談しながら派遣手続(航空券、宿泊先の手配等)を行う。

案件実施上の留意事項

1. 専門家を現地に派遣する際に使用する航空機のクラスはエコノミー(ディスカウント)とします。
2. 研修生受け入れの際に使用する航空機のクラスは原則エコノミー(ディスカウント)とします。(なお、研修に参加する者のレベルによってはビジネスクラス(ディスカウント)を使用することもあります。)
3. 専門家派遣に係る専門家については専門家の担当業務内容と派遣の必要性を確認した上で、人数の上限を原則3人(協力企業がある場合は各社1名、合計3名まで)とします。
4. 専門家が現地に派遣されている期間においては、規程で定められた日当・宿泊については支払いますが、人件費補填、技術料、謝金、講演料等の支払いはいたしません。
5. 研修生及び派遣専門家は、期間中、本事業の研修・派遣業務以外の業務を行うことはできません。
6. 専門家派遣日(時期)または研修受入日(時期)がニーズ調査に記載された予定日を2ヶ月以上超える場合には(案件審査後であっても)事業の対象外とします。(このようなケースが複数回発生した企業については、それ以降の調査票の提出を認めません。)
7. 研修の日程には、関係省庁及び関係機関への訪問・表敬を入れるようにしてください。
8. 専門家派遣の日程には、相手国関係省庁及び関係者を対象としたセミナーを開催するようにしてください。
9. 研修又は専門家派遣の実施に際しましては、提出企業の全面的な御協力をいただくこととなります。